

奨学金の支給対象月の考え方

留学期間中の各月に係る奨学金支給の有無は、以下の基準により判断されます。

<奨学金の支給基準>

【留学期間が10日以上31日以内の場合】

1カ月分を支給

【留学期間が32日以上の場合】

留学開始月及び留学終了月以外の期間は、月毎に奨学金が支給されます。

留学開始月及び留学終了月については、それぞれの支援日数の計によって、以下のとおり支給されます。

留学開始月及び終了月の 支援日数計	開始月	終了月
31日以内	支給あり	支給なし
32日以上	支給あり	支給あり

上記支給基準により、留学日数が1日違うだけで、奨学金支給対象月数も違ってしまふことがあります。留学期間を設定する際には、このことに留意してください（下表参照）。

なお、COLABS Intensive（短期集中型）については、最大3カ月分の支給となります。支給対象月数が4カ月分以上にならないように留学期間を設定してください。

	例 1				例 2				例 3			
	開始日		終了日	日数	開始日		終了日	日数	開始日		終了日	日数
	1/31	～	3/1	31	9/21	～	11/22	63	9/21	～	11/21	62
開始月(a)	1/31	～	1/31	1	9/21	～	9/30	10	9/21	～	9/30	10
終了月(b)	3/1	～	3/1	1	11/1	～	11/22	22	11/1	～	11/21	21
(a)+(b)				2*				32				31
	開始月の支給			—	開始月の支給			○	開始月の支給			○
	終了月の支給			—	終了月の支給			○	終了月の支給			×
	支給対象月数			1*	支給対象月数			3	支給対象月数			2

※総日数が31日のため、開始月及び終了月の留学

日数の計によらず1カ月分の支給となる

	例 4				例 5				例 6			
	開始日		終了日	日数	開始日		終了日	日数	開始日		終了日	日数
	8/22	～	11/21	92	8/22	～	11/22	93	11/22	～	2/22	93
開始月(a)	8/22	～	8/31	10	8/22	～	8/31	10	11/22	～	11/30	9
終了月(b)	11/1	～	11/21	21	11/1	～	11/22	22	2/1	～	2/22	22
(a)+(b)				31				32				31
	開始月の支給			○	開始月の支給			○	開始月の支給			○
	終了月の支給			×	終了月の支給			○	終了月の支給			×
	支給対象月数			3	支給対象月数			4	支給対象月数			3